

府 公 第 130 号

令和 6 年 8 月 2 日

公文書管理委員会

委員長 殿

内閣総理大臣

諮 問 書

下記について、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第29条第1号の規定に基づき、諮問します。

記

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の一部の施行に伴い、別紙のとおり、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第20条第1項第1号の改正を行うこと。

政令第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の

一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（抄）

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二條第六項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十四條の三第一項及び第四項、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十八條及び第四十一條、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十二條第一項及び第四項、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二條第二項及び第七十五條、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第十七條、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十六條の二第一項及び第三項並びに第十七條第一項及び第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第十五條第二項及び第二十條の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条～第六条 (略)

(公文書等の管理に関する法律施行令の一部改正)

第七条 公文書等の管理に関する法律施行令(平成二十二年政令第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号中「健康保険の被保険者証」を削る。

第八条～第十二条 (略)

附 則

この政令は、第二号施行日(令和六年十二月二日)から施行する。

理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、国民健康保険法施行令その他の関係政令の整備を行うとともに、所要の経過措置を定める必要があるからである。

◇ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 新旧対照条文

○ 公文書等の管理に関する法律施行令 (平成二十二年政令第二百五十号) (抄) (第七条関係)

○ 公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）（抄）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（本人であることを示す書類）</p> <p>第二十条 法第十七条の利用請求をする者は、国立公文書館等の長に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しななければならない。</p> <p>一 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>二（略）</p>	<p>（本人であることを示す書類）</p> <p>第二十条 法第十七条の利用請求をする者は、国立公文書館等の長に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しななければならない。</p> <p>一 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>二（略）</p>